## 広島市障害者計画〔2024-2029〕 骨子案の変更点

基本理念	基本的視点	施策の柱	施策項目
障いていてを互個支自暮地ではある。とは、大のにを合いなとはをはなり、がきがきがきがいる。	1 障害のある人もない人 も共生する社会の実現に 向けて、様々な主体との連 携と、市民や事業者の幅 広い理解の下、差別の解 消に向けた取組を推進す るとともに、社会のあらゆる 場面におけるアクセシビリ	1 虐待の防止・差別の解消 と理解・交流の促進	(1)虐待の防止と差別の解消の推進 (2)あらゆる障害や障害者についての理解の促進
			(3)市民の活動等の支援と交流の促進
		2 安全・安心な生活環境整備の推進	(1)外出しやすいまちづくりの推進
			(2)安心して暮らせる住まいの確保の支援
			(3)防災・防犯等の対策と災害時支援体制の推進
	ティの向上を図る。  2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点における、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けつつ、災害時等においても、安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。	3 相談支援の充実	(1)切れ目のない相談支援体制の整備・充実
			(2)権利や財産を守る取組の推進
		4 地域生活支援の充実	(1)福祉サービスの必要な量と質の確保 (2)保健・医療・リハビリテーションの充実
			(3)支援を担う人材の確保 (4)情報・コミュニケーション支援の充実
	3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。	5 発達支援と教育の充実	(1)総合的な発達支援の充実 (2)自立に向けた教育の充実
		6 活躍支援の充実	(1)スポーツ・文化芸術活動の促進
			(2)総合的な就労支援の充実 (3)障害者雇用の拡大・定着

## 広島市障害者計画(2024-2029) 基本的視点の変更点

新旧	基本的視点		
旧 (令和5年度第1回 協議会資料から抜粋)	1 障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面のアクセシビリティを向上させるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。		
新	1 障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、様々な主体との連携と、市民や事業者の幅広い理解の下、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。		
旧 (令和5年度第1回 協議会資料から抜粋)	2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点における、一人ひとりの状況に応じた適切な 支援を受けつつ、安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。		
新	2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点における、一人ひとりの状況に応じた適切な 支援を受けつつ、 <b>災害時等においても、</b> 安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。		
変更なし	3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。		

## 広島市障害者計画〔2024-2029〕 重点項目の変更点

タイトル	新旧	重点項目
【差別の解消と権利擁護の推進】	旧 (令和5年度 第1回協議会 資料から抜粋)	・障害及び障害者への理解促進のための一層の周知・啓発 ・広島市障害者差別解消推進条例に基づく、障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進 ・虐待の防止についての取組
	新	・障害及び障害者への理解促進のための一層の周知・啓発 (拡) ・ <u>障害を理由とする差別の解消に向け、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、取組を推進</u> ・虐待の防止についての取組
【情報保障・意思疎通 支援の充実】 新	変更なし	・情報の取得・利用等におけるアクセシビリティの向上 ・障害の特性に配慮した情報保障や意思疎通支援の充実
【住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保】	旧 (令和5年度 第1回協議会 資料から抜粋)	・医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上 ・医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実 ・乳児期から高齢者になるまで、住み慣れた地域や生活の拠点で安心して安全に暮らせるよう、切れ目のない相談支援やサービスの提供 ・病院・施設から地域への移行を支援するサービスの充実 ・災害等の非常時において、より困難な状況に置かれる障害者が受ける影響やニーズに留意した施策の推進
	新	・ <u>(「乳児期~まで、」を削除)</u> 住み慣れた地域や生活の拠点で <u>安全・安心に暮らせる</u> 切れ目のない相談支援やサービスの提供 (拡 <u>(順位上げ)</u> ・災害等の <u>非常時に、困難な</u> 状況に置かれる障害者が受ける影響やニーズに留意した施策の推進 (拡 <u>(順位上げ)</u> ・医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上・病院・施設から地域への移行を支援する福祉サービスの充実・ <u>専門的な支援を要する</u> 医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実
【社会参加や就労による 活躍の支援】	旧 (令和5年度 第1回協議会 資料から抜粋)	・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者スポーツの振興や文化芸術活動の促進 (障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しむことができる機会の充実、読書環境整備などによる障害者の文化芸術活動の促進) ・障害者が生き生きと活躍できる職場づくりや雇用環境の整備を促進(障害者にとってのディーセント・ワークの創出) ・本市及び本市の関係機関における障害者雇用の拡大 ・職場開拓や定着支援のための県と連携した就労・生活支援センターの充実 ・障害者が地域づくりの支え手となるような地域交流の場づくりへの支援
	新	・障害者の個性や能力を発揮できるよう、スポーツや文化芸術活動の促進による活躍の支援 拡 ・障害者の職場開拓や定着支援について関係機関との連携による支援 ・本市内の事業者等における障害者雇用の拡大・定着